平成２６年（フ）第３５０号
千葉県市川市南行徳２丁目22番13号　ブレイド101号
債務者　中嶋　雪乃
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３６８号
千葉市中央区東千葉２丁目６番１―125号
債務者　藤井　康子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４２３号
千葉県船橋市宮本２丁目１番19―201号
債務者　中西百合子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１２７号
新潟市中央区親松３番地７　エスポアール壱番館103号、前住所新潟市中央区上所中１丁目13番17号
債務者　恩田　　渉（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３５号
新潟県東蒲原郡阿賀町津川3486番地
債務者　小林　　忠
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３６号
新潟県東蒲原郡阿賀町津川3486番地
債務者　小林　千春
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４４号
新潟県五泉市五十嵐新田1104番地５
債務者　権平　政信
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５０号
新潟市西区松美台15番５号、前住所新潟市西区浦山１丁目３番30号　青山ハイツ206号
債務者　ビストロ　ラグランジュこと　加藤　光幸
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４３号
石川県白山市東柏町５番地11
債務者　冨重　美紀
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１６８号
金沢市西泉１丁目176番地
債務者　松下充佳こと　李　　充佳
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１７５号
石川県白山市美川浜町ヨ50番地３
債務者　吉田　君子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２０８号
岐阜県瑞穂市牛牧1127番地２　アーバンハウスＴⅢ202号
債務者　下村　由美（旧姓芝本）
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第９３号
静岡県富士市五貫島296番地の２　シンセア五貫島201号
債務者　大橋　幸一
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第６３７号
愛知県春日井市高座台２丁目２番地２　104号棟301号室
債務者　此原　澄子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８３号
三重県津市安濃町内多2912番地　コーポ安濃110号
債務者　藤枝栄子こと　ＦＵＪＩＥＤＡ　ＨＥＬＥＮＡ　ＥＩＫＯ
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第８４号
三重県津市白塚町58番地３　白塚団地３号館201号
債務者　植田　　實
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２３６号
兵庫県姫路市花田町小川515番地１　市住３―316
債務者　林田　　勇
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　神戸地方裁判所姫路支部